

## 寄付金募集趣意書

学校法人嶋田学園福岡国土建設専門学校は昭和 48 年（1973 年）に設立され、令和 5 年（2023 年）に創立 50 周年を迎えて、伝統ある学校の仲間入りをすることができました。

「熱・力・誠」を学園訓とし、「国土建設に資する建設技術者を養成する」という志は今でも脈々と受け継がれ、現在では 6,000 人を超える卒業生が測量・建設等各分野で活躍しています。また、日本語学科を創設して 14 年目を迎え、工業専門課程での留学生受け入れなど、国際的な教育体制も確立してまいりました。

今後、本校では更なる時代の進展に対応しつつ、測量設計業界を中心に国際的視野も併せ持つ優秀な人材を輩出するために、教育活動の充実・発展と留学生の就学状況の充実と資質向上を目指していく所存であります。

つきましては、熱い思いや希望を持つ留学生が日本語学科へ入学し、測量技術情報科で学び測量設計業界へと羽ばたき、日本や母国の発展に寄与する優秀な学生の育成のために奨学金の寄付金を募ることといたしました。関係各位の皆様方には、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、寄付金には税制上の優遇措置が設けられており、個人においては所得税の還付、法人においては寄付金の損金算入が可能となっています。

どうか趣旨をご理解いただき、皆様からのご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願いいたします。

学校法人嶋田学園

理事長 嶋田 吉勝

# 寄付金募集要項

## KOKUSEN サポートーズ募金のお願い

ご寄付いただいた支援金は、学生の学びを継続する大切な力となります。  
具体的には、下記のような用途で活用させていただきます。

### 記

#### 1 目的・用途

##### (1) 学生支援

本校では日本国内はもとより、世界中から高い意欲を持つ学生たちが入学し学んでおります。しかし、経済的な困難を抱え思うように学びに注力できない学生もおります。彼らがより勉学に打ち込め、将来、社会に貢献できる人材となるよう支援を行います。

##### (2) 東南アジアの留学生を中心とした学生支援

本校では東南アジアからの留学生が多く学んでおり、それぞれの目標である日本での就労や母国への貢献を目指し、不安なく勉学に励むことができるよう支援を行います。

また、本年度よりブータン国王ジグメ・ワンチュク様が学長であるブータン王立大学ジグメナムゲル工科大学と学術協定を結んでおります。本校へ測量技術を学びに留学し、将来は日本の測量業界で就労することをめざす学生の支援を行います。

#### 2 募集について

##### (1) 寄 付 金 一口5千円以上

##### (2) 募集対象者 個人・法人で本学園の教育研究活動にご賛同いただける方

##### (3) ご送金方法 銀行振込

福岡中央銀行 雑餉隈支店 普通預金 口座番号0220289  
名義 学校法人嶋田学園福岡国土建設専門学校 理事長 嶋田吉勝

#### 3 寄付の流れ

税制上の優遇処置を受けられる「受配者指定寄付金制度」の利用を開始しました。

##### (1) 法人・団体の場合

寄付申込書（法人・団体用）〔ダウンロードいただくか、募集事務局からお取り寄

せ下さい]をご記入の上、募集事務局へご郵送いただき、前記の指定口座へお振込みください。

※1.受配者指定寄付金制度（日本私立学校振興・共済事業団〈以下「事業団」〉が取扱う制度）の場合、事業団は本学園経由で寄付金を受け入れ、寄付者の指定に基づき、本学園に配布するものです。

※2.受配者指寄付金制度をご利用いただく場合の募集期間は令和6年3月31日までです。

## （2）個人の場合

寄付申込書（個人用）〔ダウンロードいただくか、後記募集事務局からお取り寄せ下さい]をご記入の上、募集事務局へご郵送いただき、後記の指定口座へお振込みください。

## 税制上の優遇措置について

### 【個人様をご寄付された場合の所得税の優遇措置】

個人様から本学園へご寄付をいただいた場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって、一定額の控除(寄付金控除)を受けることができます。

所得控除 寄付者の所得に応じた税率を寄付金額に乗じて、控除額を決定	所得税額の計算において、 年間の所得金額から寄付金額-2,000 円を控除
--------------------------------------	--

### 【所得税優遇措置の手続きについて】

ご寄付いただきました翌年の確定申告において、別途本学園より送付いたします「領収書」及び「特定公益増進法人の証明書(写)」あるいは「税額控除に係る証明書(写)」を添えて、所轄の税務署へ申告をお願いいたします。

### 【法人様をご寄付された場合の法人税の優遇措置】

受配者指定寄付金制度を利用した法人税優遇措置の対象となります。

「受配者指定寄付金制度」は、日本私立学校振興・共済事業団が寄付金を受け入れ、指定された私立学校に寄付金を配付する制度です。

日本私立学校振興・共済事業団より寄付金受領書が発行されますので、寄付金額を損金として算入することが認められています。法人税に係る優遇措置については、以下の通りです。

$$\begin{aligned} \text{益金（収益）} - \text{損金（費用）} &= \text{決算利益（損益計算書）} \\ \text{決算利益（損益計算書）} - \text{損金算入額} \cdot \text{益金不算入額} + \text{損金不算入額} \cdot \text{益金算入額} \\ &= \text{所得金額（申告調整後）} \\ \text{※所得金額} \times \text{税率} &= \text{法人税額} \quad \text{※受給者指定寄付金は寄付金全額損金算入可} \end{aligned}$$

### 個人情報の保護について

ご寄付いただいた方の氏名・住所などの個人情報は厳重に管理いたします。